

助法第一條第二號(ハ)ノ工事トスルコト  
 第二 保險スベキ扶助責任ノ範圍ハ左ノ如キモノトスルコト但  
 シ第三號ノ療養ニ必要ナル費用ノ限度ハ政府ノ決定ムルコト  
 一、遺族扶助料、障害扶助料、打切扶助料  
 二、療養ノ爲メ八日以上労働スルコト能ハザル者ニ對スル八日  
 以後ノ休業扶助料  
 三、療養ニ必要ナル費用十回ヲ超ユル者ニ對スル療養費中十  
 回ヲ超ユル部分  
 前項第一號及第二號ノ扶助料ノ額ハ事業主ガ法令ニ基キ支給  
 スベキ最低額トスルコト  
 第三 前條第一項第一號ノ打切扶助料ハ扶助ノ打切ニ付僅メ政  
 府ノ承認ヲ受ケル場合ニ於テ支給スルモノニ限ルコト  
 第四 第二項第三號ノ療養ノ範圍ハ左ノ如キモノトスルコ  
 ト  
 一、診 察  
 二、藥劑又ハ治療材料ノ支給  
 三、處置及手術  
 四、物理的治療  
 五、病院收容  
 六、看護  
 七、移送  
 前項第一號乃至第五號ノ療養ハ政府ノ承認スル場合ヲ除クノ

外政府ノ指定スル醫師又ハ病院ニ付キテ受ケシムルモノニ  
 限ルコト  
 第一項第四號乃至第七號ノ療養ハ政府ノ承認ヲ受ケテ爲シタ  
 ルモノニ限ルコト  
 第五 労働者災害扶助法第一條第二號(ハ)ノ工事ノ保  
 險額ハ左ノ金額トスルコト  
 一、請負金額ノ定アル工事ハ工作物ノ破壊ノ事ヲ除クニ付テ  
 ハ請負金額ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル金額  
 二、前號以外ノ工事ニ付テハ労働者ノ賃銀總額ニ保險料率ヲ  
 乘ジテ得タル金額  
 政府ハ請負金額ノ定アルモノニ付テモ前項第一號ノ方法ニ依  
 ルテ適當ナラズト認ムルトキハ第二號ノ方法ニ依ルコトヲ得  
 ルコト  
 第六 保險契約期間ハ労働者災害扶助法第一條第二號  
 (ハ)ノ工事ニ在リテハ其ノ開始ヨリ終了迄トスルコト  
 第七 保險契約ヲ申込ムトスル者ハ其ノ申込ト共ニ概算保  
 料ヲ政府ニ納付スルコトヲ要スルコト、但シ労働者災害扶  
 助法第一條第二號(ハ)ノ工事期間一年ヲ超ユルモノニ付  
 テハ一年分ノ概算保險料ヲ納付スルヲ以テ足ルコト  
 前項但書ノ場合ニ於テハ一年毎ニ二年分(二年ニ滿テザル  
 キハ其ノ部分)ノ概算保險料ヲ前納スベキコト  
 前二項ノ概算保險料ノ額ハ第五、第一項第一號ニ依リモノニ

付テハ第五ノ條ニ基キ定メラレタル額ニ對シテ前項第二號ニ  
 依ルモノニ付テハ保險契約期間内ニ於ケル見込賃銀總額ニ保  
 險料率ヲ乘ジタル金額トスルコト  
 第一項但書及第二項ノ一年分ノ概算保險料額ハ概算保險料總  
 額ヲ標準工事期間ノ日數ヲ以テ除シタルモノニ三百六十五ヲ  
 乘シタル額トスルコト  
 第八 政府前條ニ依リ納付シタル概算保險料ヲ不當ト認メタル  
 トキ又ハ第五第一項第一號ニ依リ概算保險料ヲ納付シタル場  
 合ニ同項第二號ノ金額ヲ以テ保險料額ト爲シタルニ依リ必要  
 アリト認メタルトキハ期日ヲ定メ、必要ト認ムル金額ノ追納ヲ  
 命ズルコトヲ得ルコト  
 第九 第五及第七ノ賃金總額ハ労働者災害扶助法施行命令等  
 網第十二及第十三ニ依リ定ムル標準賃金額ニ労働者使用延人  
 員ノ數ヲ乘シタル額トナスコト  
 第十 労働者災害扶助法第一條第二號(ハ)ノ工事ノ保險  
 料率ハ別表ノ通りトスルコト  
 第十一 保險料額ハ保險期間終了後之ヲ精算スルコト  
 保險料額ノ精算ニ依リ既ニ拂込ミタル概算保險料不足ナルト  
 キハ期日ヲ定メ追加拂込ヲ命ジ、過剩アルトキハ返還スルコ  
 ト  
 第十二 保險料ニ付未納額アル場合ニ於テ保險金額ガ既ニ納付  
 シタル保險料ヲ超ユルトキハ以後保險金ヲ以テ未納保險料ノ

精算ニ充當スルコト  
 第十三 労働者災害扶助責任保險法第四條第二項ノ規定ニ依  
 リ扶助ヲ受ケルべき者ニ保險金ヲ支拂フコトヲ得ル場合ハ左ノ場  
 トスルコト  
 一、保險金受取人ノ行方不明其ノ他ノ事由ニ依リ扶助ヲ受ク  
 ルコトヲ困難トスルトキ  
 二、扶助ヲ受クべき者遺囑ノ地ニアル爲其ノ他ノ事由ニ依  
 リ保險金受取人ガ扶助ヲ爲スコト困難トスルトキ  
 第十四 労働者災害扶助責任保險法第五條ノ場合ニ於テハ保  
 料ノ半額ノ限度ニ於テ保險金ヲ支拂フコト  
 第十五 労働者災害扶助責任保險法第六條ノ場合ニ於テハ保  
 險契約期間ヲ以テ遅滞期間ヲ除シタルモノヲ保險料ニ乘ジテ得  
 タル金額ノ八割ヲ限度トシテ遅滞期間中ニ生ジタル事故ニ對  
 スル保險金ヲ支拂フコト  
 第十六 労働者災害扶助責任保險法第七條ノ場合ニ於テハ  
 情狀ニ應ジ保險金ノ半額ノ限度ニ於テ支拂フコトヲ得ルコ  
 ト  
 第十七 政府ハ事業主ガ扶助ヲ爲ス實力ナキ場合ニ於テハ前  
 三條ニ定ムル限度ヲ超エテ保險金ヲ支拂フコトヲ得ルコト  
 労働者災害扶助法第一條第二號  
 (ハ)ノ工事ノ保險料率